

児童相談所との連携に関する研究

竹下 研三（鳥取大学医学部）

木佐 俊郎（島根県立中央病院）

高倉 広喜（島根整肢学園）

研究目的

乳幼児健診事業、とくに事後措置の中で児童相談所はどのように位置づけられ、機能しているかを分析し、今後の児童相談所の母子保健事業、とくに発達障害児の療育にはたす役割を明らかにする。

今年度は、(1) 児童相談所の活動内容を乳幼児保健とのかかわりで総括し、(2) 先天異常児（在宅）の場合、彼らが児童相談所とどうかかわってきたかを、保護者の側、保育所・幼稚園・学校の側からアンケート調査により具体的な概要をつかみ、つぎに、(3) 児童相談所と直接的な関係を有しない総合病院でのミニ療育指導室が機能した場合、児童相談所がどのような内容の児をどのくらいの程度で紹介をしているかを頻度からそのかかわりを把握する。報告の目的は、現在の児童相談所が発達障害児の健診と療育指導に関して具体的にどのくらいの関係をもっているかを概略で把握することにある。

方法

(1) 地方自治体の児童相談所活動内容を概略的に乳幼児発達障害とのかかわりでまとめてみる。

(2) 鳥取県内で出生・成長している先天異常児（外表奇形を有している児）で、機能障害を有している児について、保護者と児を受け入れている保育・教育機関へアンケート調査を行ない児童相談所とのかかわりを調査する。

(3) 県立病院内の発達療育指導室に紹介されてくる児について、その内容ごとに児童相談所からの紹介頻度を調査する。

以上から、初年度報告として乳幼児健診およびそこで把握された発達障害児の療育において児童相談所がかかわっている内容の概要を知ることとする。

結果

(1) 児童相談所の活動と乳幼児健診とのかかわり：現状のまとめ

児童相談所は以下のような活動を乳幼児健診および発達障害児の療育や相談について行なっていると考えられる。

1. 3歳児健診での精神発達精密検診

保健所が行なう3歳児健診において発達に遅れあるいはリスクを有している児の精神発達について心理判定、相談・指導を行なっている。

2. 巡回相談（精神薄弱児巡回、肢体不自由児巡回）

地区、とくに市町村の保健婦からの連絡をうけ、巡回相談を行ない、心理判定、相談をうけている。肢体不自由の場合は医師が参加する。

3. 相談（養護相談、肢体不自由相談、視聴覚言語相談、精神薄弱相談）

相談所において市町村保健婦などから依頼をうけ行なっている。

4. 在宅重症心身障害児の訪問指導

地区、とくに市町村保健婦などからの連絡をうけ、医師とともに訪問する。

5. 通所指導（集団、個別）

精神遅滞児、情緒障害児について行なっている。該当児は相談所で決定する。

6. 障害についての判定・証明

母子保健事業との関係では、明らかな遅滞児に主として療育手帳の判定交付に関与する。

7. 措置

施設への措置を行なうが、とくに肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、乳児院などへの入所に乳幼児期の発達障害児が関与する。

(2) 療育手帳をうけている先天異常児の内容について

大奇形を有している児、奇形症候群児、ダウン症候群児、機能障害をもつその他の奇形を有している児(277名、3-6歳：140名、7-14歳：137名)について、どのような福祉援助をうけているかをアンケート方式によって調査した。回答は158名(57.0%、3-6歳：80名、7-14歳：78名)について得られた(表1)。結果は精神遅滞の明らかなダウン症候群児に療育手帳の交付が行なわれていた。他の先天異常児での交付では特別児童扶養手当の交付率が比較的が多かった。また、先天性心疾患を合併したダウン症候群児の福祉手当では身体障害者手帳の交付が多くなっていた。前者は精神遅滞の合併が少ないことを考えれば納得のいくところであり、後者は手帳のもつ有利性によっていると思われた。

(3) 保育、教育の場で、先天異常児を受け入れている側と児童相談所とのかかわり

(2) の児を保育、教育の場で受け入れている保育園・幼稚園・学校へ児童相談所との連携について鳥取県内68施設についてアンケート調査を行なった(表2)。68施設中、60施設(88.2%)から回答が得られた。児童相談所からの連絡があっているもの、児童相談所へ連絡をとっているものは、それぞれ13.3%、10.0%であった。内容をみると保育所・幼稚園では、今後の方向づけ、定例ケース会議・療育手帳のための心理判定などであり、学校側からは、定例研究会、入学時の様子を見てもらう、親を交えた話し合いなどのためであった。

(4) 公立病院発達療育指導室と児童相談所とのかかわり

県立病院発達療育指導室において小児科医兼リハビリテーション専門医が過去6年間に行なってきた療育指導での受診児703名について、その障害別に受診にいたる動機経過を調査した(表3)。全体で5.5%の児が児童相談所をとおして紹介がされていた。障害別にみた場合に特別な傾向はなかった。なお、この地区には肢体不自由児施設が約40kmほど離れた距離で時間的に通園困難であり、通園指導の場としてはここ以外にはない所である。

考察

児童相談所の業務概要から乳幼児健診およびそこで発見された発達障害児について相談所とのかかわりをまとめ、その上にたって先天異常児(外表奇形を有する児)およびその児を預かっている施設と児童相談所とのかかわりを調査し、次に、児童相談所と措置レベルで直接関係しない施設(医療機関)で行なわれている乳幼児療育指導室と相談所とのかかわりを調査してみた。結果は予想されていた所ではあったが、児童相談所とのかかわりは数値でみるかぎり非常に少なかった。相談所とこのような児とのかかわりを数値で表わすこと自体困難なことかもしれないが、乳幼児保健事業の中では現在のところ3歳児健診での心理判定、相談指導を除けば、ほとんどが遅滞の明白な児についてのかかわりが中心を占めているといわざるをえない。従って、乳幼児健診に児童相談所の職員(心理)がかかわる場合、その内容が心理判定に比重をおくか、判定のみならず指導・相談にまで積極的に行動するかによって関係者からの評価は大きく異なってくる。ただ、心理判定のみに片寄った行動をとったからといって現在の児童相談所に課せられている業務内容や職員バランスから考えれば無理のない所でもあり、乳幼児健診とのかかわりを有効かつ高い評価をうける内容にするには相談所職員と健診の目的や意義などについて事前に納得のいく論議と計画立案が求められよう。また、相談所職員側に

も発達障害児プライマリーケアの考え方に対する積極的な学習も求められていこう。、
 現在、乳幼児健診での心理行動問題は、3歳児健診での早期発見療育では實際上効率が
 悪く、1歳6か月健診に心理関係者を動員する必要が生じている。とすれば、現場の話
 し合いだけではとうてい解決困難な問題も生じてこよう。

表1 先天異常児（外表奇形を有する児）が利用した福祉制度

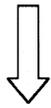
	受けず(%)	身障手帳	療育手帳	育成医療	特児扶養	他	計
ダウン症候群	1(4.4%)	2	20(87.0%)	2	18	1	23
D症候群+CHD	0(0.0%)	5	4(50.0%)	3	8	1	8
先天性心疾患	1(12.3%)	4	0(0.0%)	9	6	4	14
水頭症	2(18.2%)	4	1(9.1%)	1	3	4	11
白内障	2(25.5%)	1	0(0.0%)	5	2	0	8
唇裂・口蓋裂	4(9.5%)	1	1(2.4%)	29	2	9	42
鎖肛・尿道奇形	2(18.2%)	0	0(0.0%)	9	0	2	11
手指足奇形	8(36.4%)	3	0(0.0%)	4	2	8	22
症候群・他	7(37.5%)	3	2(11.8%)	3	6	4	19
計	27(17.1%)	23	28(17.7%)	65	47	47	158

表2 先天異常児を受け入れている保育所・幼稚園・学校と児童相談所との連携

	児童相談所からの連絡			児童相談所への連絡		計
	ある	ない	無回答	している	していない	
保育所・幼稚園	2(8.7%)	21	0	5(21.7%)	18	23
小・中学校	6(16.2%)	30	1	1(2.7%)	36	37
計	8(13.3%)	51	1	6(10.0%)	54	60

表3 公的医療機関での療育指導室への受診動機

	自発的	乳幼児保健	医療機関	児相	教育	他	計
脳性麻痺 ・類似疾患	18	42(33.3%)	54	3(2.4%)	4	5	126
精神遅滞 関連群	57	82(33.3%)	57	15(6.1%)	15	20	246
自閉症群	7	23(51.1%)	3	4(8.9%)	4	4	45
M B D群	3	5(14.7%)	2	2(5.9%)	21	1	34
その他	71	78(31.0%)	55	15(6.0%)	25	8	252
計	156	230(32.7%)	171	39(5.3%)	69	38	703



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



研究目的

乳幼児健診事業、とくに事後措置の中で児童相談所はどのように位置づけられ、機能しているかを分析し、今後の児童相談所の母子保健事業、とくに発達障害児の療育にはたす役割を明らかにする。

今年度は、(1)児童相談所の活動内容を乳幼児保健とのかかわりで総括し、(2)先天異常児(在宅)の場合、彼らが児童相談所とどうかかわってきたかを、保護者の側、保育所・幼稚園・学校の側からアンケート調査により具体的な概要をつかみ、つぎに、(3)児童相談所と直接的な関係を有しない総合病院でのミニ療育指導室が機能した場合、児童相談所がどのような内容の児をどのくらいの程度で紹介をしているかを頻度からそのかかわりを把握する。報告の目的は、現在の児童相談所が発達障害児の健診と療育指導に関して具体的にどのくらいの関係をもっているかを概略で把握することにある。